

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

旧	新	備考
<p>目次 第1章～第5章（略）</p> <p>図 表 別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図 別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関 別表（3-8-2）<u>初期被ばく医療機関</u> 別表（3-8-3）<u>二次被ばく医療機関</u> 別表（3-8-4）高度被ばく医療支援センター 別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター 別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書 別表（4-3-1）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書 別表（5-7-1）被災地住民登録様式</p> <p>第1章 総 則 第1節（略） 第2節（略） 第3節（略） 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」<u>（平成29年7月5日全部改正）</u>を遵守するものとする。 第5節（略）</p> <p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。 実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。 ・予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone） ・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone） この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は</p>	<p>目次 第1章～第5章（略）</p> <p>図 表 別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図 別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関 別表（3-8-2）<u>原子力災害医療協力機関</u> 別表（3-8-3）<u>原子力災害拠点病院</u> 別表（3-8-4）高度被ばく医療支援センター 別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター 別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書 別表（4-3-1）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書 別表（5-7-1）被災地住民登録様式</p> <p>第1章 総 則 第1節（略） 第2節（略） 第3節（略） 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」<u>（平成30年10月1日一部改正）</u>を遵守するものとする。 第5節（略）</p> <p>第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲 防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を踏まえ、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定めるものとする。 実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。 ・予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone） ・緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action planning Zone） この考え方を踏まえ、本県において、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は</p>	<p>指定に伴う修正 登録に伴う修正</p>

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

下表のとおりとする。

なお、必要に応じ、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町の当該地域の外についても、地域内と同様な原子力災害対策を実施するものとする。

表（略）

緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

市町	地区等
牧之原市	地頭方、落居、笠名、堀野新田、新庄、遠渡、須々木、鬼女新田、波津、相良、福岡、大沢を除く全域
菊川市	全域
掛川市	全域
吉田町	全域
袋井市	全域
焼津市	全域
藤枝市	藤枝
	青島
	高洲
	大洲
	西益津
島田市	旧島田市のうち、犬間、小川、中平、二俣、白井、大森、西向、大平を除いた全域
	旧金谷町の全域
森町	牛飼
	市場
	下飯田
	中飯田
	上飯田
	東組
	西組
	城北
	若宮
	梶ヶ谷
	鴨谷

下表のとおりとする。

なお、必要に応じ、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域を含む市町の当該地域の外についても、地域内と同様な原子力災害対策を実施するものとする。

表（略）

緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）

市町	地区等
牧之原市	地頭方、落居、笠名、堀野新田、新庄、遠渡、須々木、鬼女新田、波津、相良、福岡、大沢を除く全域
菊川市	全域
掛川市	全域
吉田町	全域
袋井市	全域
焼津市	全域
藤枝市	藤枝
	青島
	高洲
	大洲
	西益津
島田市	旧島田市のうち、犬間、小川、中平、二俣、白井、大森、西向、大平を除いた全域
	旧金谷町の全域
森町	牛飼
	市場
	下飯田
	中飯田
	上飯田
	東組
	西組
	城北
	若宮
	梶ヶ谷
	鴨谷

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

	磐田市	南戸綿		磐田市	南戸綿		
		見付地区			見付地区		
		今之浦地区			今之浦地区		
		中泉地区			中泉地区		
		天竜地区			天竜地区		
		西貝地区			西貝地区		
		大藤地区のうち第1区から第5区			大藤地区のうち第1区から第5区		
		向笠地区			向笠地区		
		御厨地区			御厨地区		
		南御厨地区			南御厨地区		
		長野地区			長野地区		
		田原地区			田原地区		
		於保地区			於保地区		
		福田東地区			福田中地区		自治会の統廃合による修正
		福田西地区			福田南地区		
		福田南地区			福田西部地区		
		福田中島地区			福田北部地区		
		福田西部地区			豊浜地区		
		福田北部地区			竜洋西地区のうち金洗		
		豊浜地区			竜洋東地区		
		竜洋西地区のうち金洗			竜洋北地区のうち平間、ニュータウン、あおば		
		竜洋東地区			富岡西地区のうち気賀東、加茂東、加茂川原		自治会の統廃合による修正
		竜洋北地区のうち平間、ニュータウン、あおば			豊田東地区		
		富岡西地区のうち上気賀、匂坂下、気賀東、加茂東、加茂川原			井通地区のうち上万能、一言里、一言北原、一言エクレール、一言南原		
		豊田東地区			青城地区のうち中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、下本郷		自治会の統廃合による修正
		井通地区のうち上万能、一言里、一言北原、一言エクレール、一言南原					
		青城地区のうち中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、下本郷					
<p>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展</p>			<p>第7節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>1 原子力施設の状態に応じた防護措置の準備及び実施</p> <p>P A Zにおいては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展</p>				

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

<p>する事故においても放射線被ばくによる<u>確定的影響等を回避するため</u>、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示等によってP A Zの範囲外においても段階的に<u>避難措置等の予防的な防護措置</u>を実施することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集事態（御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態（県内において震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。以下同じ。） ・警戒事態 ・施設敷地緊急事態 ・全面緊急事態 <p>また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。</p> <p>実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、第3章第4節に示す。</p> <p>2（略）</p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関し、県、所在市（御前崎市をいう。以下同じ）、関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町及び磐田市をいう。以下同じ）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、静岡県地域防災計画「共通対策編」第1章第1節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="261 1564 1228 1843"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁との連携</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁との連携	<p>する事故においても放射線被ばくによる<u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため</u>、及び<u>確率的影響のリスクを低減するため</u>、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針等に基づく以下の区分のどれに該当するかに応じて、避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示等によってP A Zの範囲外においても段階的に<u>避難等の予防的な防護措置</u>を実施することがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報収集事態（御前崎市で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。以下同じ。） ・警戒事態 ・施設敷地緊急事態 ・全面緊急事態 <p>また、UPZにおいては、全面緊急事態となった際には予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。</p> <p>実用発電用原子炉に係る原子炉施設に関する緊急事態区分及びこれを判断するための緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）の具体的な内容と対応関係については、第3章第4節に示す。</p> <p>2（略）</p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>原子力防災に関し、県、所在市（御前崎市をいう。以下同じ）、関係周辺市町（牧之原市、菊川市、掛川市、吉田町、袋井市、焼津市、藤枝市、島田市、森町及び磐田市をいう。以下同じ）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、静岡県地域防災計画「共通対策編」第1章第1節に定める「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1386 1564 2353 1843"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関東管区警察局</td> <td>1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁との連携</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	所 掌 事 務	関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁との連携	<p>指針改正を反映</p> <p>H30.6 防災基本計画修正反映</p>
機 関 名	所 掌 事 務									
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁との連携									
機 関 名	所 掌 事 務									
関東管区警察局	1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局及び警察庁との連携									

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

		<ul style="list-style-type: none"> 3 管区内防災関係機関との連携 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 			<ul style="list-style-type: none"> 3 管区内防災関係機関との連携 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 5 警察通信の確保及び統制 		
	東海総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における<u>電気通信施設の被害状況調査</u> 4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 6 非常通信協議会の運営に関すること 		東海総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理 2 災害時における<u>電気通信及び放送の確保</u>のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理 3 災害地域における<u>電気通信施設、放送設備等の被害状況調査</u> 4 通信インフラの支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与 5 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること 6 非常通信協議会の運営に関すること 		東海総合通信局から追記要請。
	東海財務局 （静岡財務事務所）	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整		東海財務局 （静岡財務事務所）	災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整		
	東海北陸厚生局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整 		東海北陸厚生局	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害状況の情報収集、連絡調整 2 関係職員の派遣 3 関係機関との連絡調整 		
	静岡労働局	<ul style="list-style-type: none"> 1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働災害調査 3 業務上被災労働者に対する労災保険給付 		静岡労働局	<ul style="list-style-type: none"> 1 労働災害防止の監督指導 2 災害発生時における労働災害調査 3 業務上被災労働者に対する労災保険給付 		
	関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策 		関東農政局	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認 2 災害時における主要食料等の需給対策 		

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援	中部地方環境事務所	原子力災害現地対策本部等の支援
中部地方整備局	直轄国道の通行確保に関する事	中部地方整備局	直轄国道の通行確保に関する事
中部運輸局	1 各輸送機関との連絡調整 2 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請	中部運輸局	1 各輸送機関との連絡調整 2 緊急輸送に必要なトラック、バス等の車両及び船舶の配置の要請
東京航空局東京空港事務所	上空の飛行規制とその周知徹底	東京航空局東京空港事務所	上空の飛行規制とその周知徹底
東京管区气象台 (静岡地方气象台)	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表	東京管区气象台 (静岡地方气象台)	気象、地象、水象の観測及び防災気象情報の発表
第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	1 海上における緊急時環境放射線モニタリング (以下「緊急時モニタリング」という。)の支援 2 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 3 海上における救助・救急活動 4 緊急輸送に関する事 5 海上における治安の確保	第三管区海上保安本部 (清水海上保安部)	1 海上における緊急時環境放射線モニタリング (以下「緊急時モニタリング」という。)の支援 2 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置 3 海上における救助・救急活動 4 緊急輸送に関する事 5 海上における治安の確保
表（略）		表（略）	
3 指定公共機関及び指定地方公共機関等		3 指定公共機関及び指定地方公共機関等	
機 関 名	所 掌 事 務	機 関 名	所 掌 事 務
東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 地方鉄道会社	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策	東海旅客鉄道株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社 地方鉄道会社	1 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
中日本高速道路株式会社	災害時の輸送路の確保	中日本高速道路株式会社	災害時の輸送路の確保
西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取り扱い	西日本電信電話株式会社	1 通信の確保 2 公衆電気通信の特別取り扱い

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

株式会社NTTドコモ 東海支社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	通信の確保		株式会社NTTドコモ 東海支社 KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	通信の確保		共通対策編の標記に合わせる
日本赤十字社 (一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	災害時における医療救護の実施		日本赤十字社静岡県支部 (一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 (公社)静岡県看護協会 (公社)静岡県病院協会	災害時における医療救護の実施		
(独)国立病院機構	国の開設する病院における医療救護の実施		(独)国立病院機構	国の開設する病院における医療救護の実施		
(公社)静岡県放射線技師会	1 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に対する協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力		(公社)静岡県放射線技師会	1 県が行う原子力災害医療措置及び避難退域時検査に対する協力 2 県が行う住民の問合せ対応に対する協力		
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 (一社)静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策		日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社 (一社)静岡県トラック協会	1 災害対策に必要な物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策		
日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報		日本放送協会 民間放送機関	気象予警報、災害情報、その他の災害広報		
(一社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援		(一社)静岡県バス協会	避難住民等の輸送の支援		
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1 専門家の派遣 2 放射線測定機材の提供 3 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣 3 放射線測定機材の提供 4 災害応急対策の技術的支援（検討・助言）		
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	1 緊急時モニタリングの支援 2 専門家の派遣		国立研究開発法人量子	1 緊急時モニタリングの支援		

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

放射線医学総合研究所	3 原子力災害医療派遣チームの派遣	科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所	2 専門家の派遣 3 原子力災害医療派遣チームの派遣	<p>表（略）</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節（略）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</p> <p>(1) 県は、静岡県地域防災計画「原子力災害対策編」の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、<u>緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）</u>の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>(2)（略）</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(2)(3)（略）</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>県は、国、市町、原子力事業者その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。</p> <p>1（略）</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(1)(2)（略）</p>
<p>表（略）</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節（略）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</p> <p>(1) 県は、静岡県地域防災計画「原子力災害対策編」の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、<u>緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）</u>の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>(2)（略）</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(2)(3)（略）</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>県は、国、市町、原子力事業者その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。</p> <p>1（略）</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(1)(2)（略）</p>	<p>表（略）</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節（略）</p> <p>第2節（略）</p> <p>第3節（略）</p> <p>第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携</p> <p>(1) 県は、静岡県地域防災計画「原子力災害対策編」の作成、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、<u>緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）</u>の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。</p> <p>(2)（略）</p> <p>第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p>(1) 県は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、<u>協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。</u>また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p>(2)(3)（略）</p> <p>第6節 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>県は、国、市町、原子力事業者その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。</p> <p>1（略）</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(1)(2)（略）</p>			

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

<p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、<u>緊急時応急対策拠点施設</u>（以下、「<u>オフサイトセンター</u>」という。）に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p> <p>① 原子力施設（事業所）に関する資料</p> <p>ア 原子力事業者防災業務計画</p> <p>イ 原子力事業所の施設の配置図</p> <p>② 社会環境に関する資料</p> <p>ア 種々の縮尺の周辺地図</p> <p>イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p> <p>ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）</p> <p>エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、保育所、病院、診療所、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>カ <u>緊急被ばく医療機関</u>に関する資料（<u>初期被ばく医療機関</u>、<u>二次被ばく医療機関</u>それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）</p> <p>キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料</p> <p>③～⑥（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。</p>	<p>(3) 防災対策上必要とされる資料</p> <p>県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、<u>オフサイトセンター</u>に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p> <p>① 原子力施設（事業所）に関する資料</p> <p>ア 原子力事業者防災業務計画</p> <p>イ 原子力事業所の施設の配置図</p> <p>② 社会環境に関する資料</p> <p>ア 種々の縮尺の周辺地図</p> <p>イ 周辺地域の人口、世帯数（原子力発電所との距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）</p> <p>ウ 周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート、空港、港湾等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ、ふ頭の水深等の情報を含む。）</p> <p>エ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）</p> <p>オ 周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、保育所、病院、診療所、老人福祉施設、障害者支援施設等）に関する資料（原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。）</p> <p>カ <u>緊急被ばく医療機関</u>に関する資料（<u>原子力災害医療協力機関</u>（以下「<u>協力機関</u>」という。）、<u>原子力災害拠点病院</u>（以下「<u>拠点病院</u>」という。）それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）</p> <p>キ オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法に関する資料</p> <p>③～⑥（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第7節 緊急事態応急体制の整備</p> <p>県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>指定に伴う名称変更</p>
--	---	--------------------------------

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

<p>また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>対策拠点施設</u>における立ち上げ準備体制 県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生連絡を受けた場合、国から警戒事態発生連絡を受けた場合、原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生連絡を受けた場合、直ちに国、所在市及び関係周辺市町と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制 県は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は<u>対策拠点施設</u>に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関等（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、所在市、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4～17 (略)</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備 1～8 (略)</p>	<p>また、検討結果等については、第3章「緊急事態応急対策」に反映させるものとする。</p> <p>1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>オフサイトセンター</u>における立ち上げ準備体制 県は、警戒事態の発生を認知した場合、原子力事業者から警戒事態に該当する事象発生連絡を受けた場合、国から警戒事態発生連絡を受けた場合、原子力事業者から特定事象発生通報を受けた場合又は国から施設敷地緊急事態発生連絡を受けた場合、直ちに国、所在市及び関係周辺市町と協力して、オフサイトセンターにおける立ち上げ準備を迅速に行えるよう、原子力災害合同対策協議会機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制 県は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、所在市、関係周辺市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、同協議会は<u>オフサイトセンター</u>に設置することとされている。同協議会は、国の現地災害対策本部、県、所在市及び関係周辺市町のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、指定公共機関等（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等）の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は、原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。</p> <p>また、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとにモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け国、県、所在市、関係周辺市町、関係機関及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。</p> <p>4～17 (略)</p> <p>第8節 避難収容活動体制の整備 1～8 (略)</p>	<p>修正漏れ</p> <p>修正漏れ</p>
---	---	-------------------------

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

<p>9 <u>避難所等</u>・避難方法等の周知</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在市、関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>第9節（略） 第10節（略） 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1・2（略） 3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備 (1)(2)（略） (3) 県は、国と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する<u>初期及び二次被ばく医療機関</u>における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。 (4)（略） 4～8（略）</p> <p>第12節～第15節（略）</p> <p>第16節 防災訓練等の実施 1 訓練計画の策定 (1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、 ① 災害対策本部等の設置運営訓練 ② <u>対策拠点施設</u>への参集、立ち上げ、運営訓練 ③ 緊急時通信連絡訓練 ④ 緊急時モニタリング訓練 ⑤ 原子力災害医療訓練 ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練 ⑦ 周辺住民避難訓練</p>	<p>9 指定避難所等・避難方法等の周知</p> <p>県は、所在市及び関係周辺市町等に対し、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を所在市、関係周辺市町、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。県は、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と連携の上、情報収集事態及び警戒事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。</p> <p>第9節（略） 第10節（略） 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 1・2（略） 3 医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備 (1)(2) (3) 県は、国と協力し、原子力災害医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する<u>拠点病院及び協力機関</u>における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。 (4)（略） 4～8（略）</p> <p>第12節～第15節（略）</p> <p>第16節 防災訓練等の実施 1 訓練計画の策定 (1) 県は、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、市町、自衛隊等と連携し、 ① 災害対策本部等の設置運営訓練 ② <u>オフサイトセンター</u>への参集、立ち上げ、運営訓練 ③ 緊急時通信連絡訓練 ④ 緊急時モニタリング訓練 ⑤ 原子力災害医療訓練 ⑥ 周辺住民に対する情報伝達訓練 ⑦ 周辺住民避難訓練</p>	<p>内容に合わせて見出しを修正。</p> <p>指定及び登録に伴う名称変更</p> <p>修正漏れ</p>
--	---	--

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

<p>⑧ 人命救助活動訓練 等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第17節～第20節 (略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。</p> <p>県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、<u>対策拠点施設</u>において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>3 一般回線が使用できない場合の対処</p> <p>原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、<u>インターネットメール</u>、<u>N-A-L-E-R-T</u>等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を所在市及び関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) 緊急時モニタリング等の実施</p>	<p>⑧ 人命救助活動訓練 等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第17節～第20節 (略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行うものとされている。</p> <p>県は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、<u>オフサイトセンター</u>において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。</p> <p>③・④ (略)</p> <p>3 一般回線が使用できない場合の対処</p> <p>原子力災害対策本部は、関係地方公共団体及び住民に対して、必要に応じ、衛星電話、<u>インターネットメール</u>等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達するものとされており、県は伝達された内容を所在市及び関係周辺市町に連絡するものとする。</p> <p>地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線ならびに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。</p> <p>4 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>(1) 緊急時モニタリング等の実施</p>	<p>修正漏れ</p> <p>H30.6 防災基本計画修正反映</p>
---	---	-------------------------------------

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

<p>①（略）</p> <p>② 警戒事態の環境放射線モニタリング</p> <p>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、<u>平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。</u>また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。</p> <p>③～⑥（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、<u>環境モニタリング</u>の総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4)安全確保</p> <p>①（略）</p> <p>② 県は、応急対策活動を行う職員等の安全確保のため、<u>対策拠点施設等</u>において、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1（略）</p> <p>2 避難所等</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの<u>避難所</u>に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生委</p>	<p>①（略）</p> <p>② 警戒事態の環境放射線モニタリング</p> <p>県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、<u>緊急時モニタリングの準備を開始する。</u>また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。</p> <p>③～⑥（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。</p> <p>県は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、<u>環境放射線モニタリング</u>の総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4)安全確保</p> <p>①（略）</p> <p>② 県は、応急対策活動を行う職員等の安全確保のため、<u>オフサイトセンター等</u>において、国、所在市、関係周辺市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1（略）</p> <p>2 避難所等</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、それぞれの<u>避難所等</u>に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うものとする。また、民生</p>	<p>指針改正を反映</p> <p>R1 防災基本計画修正反映</p> <p>修正漏れ</p> <p>記載の適正化</p>
---	---	---

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

<p>員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町に提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、<u>避難所</u>における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、<u>避難所</u>における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、厚生労働省と連携し、<u>避難所</u>における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、県は、国と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>(5) 市町は、避難対象区域を含む市町と連携し、<u>避難所</u>の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>避難所</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難所</u>の運営に努めるものとし、県は市町を支援する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、<u>避難所</u>の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 要配慮者への配慮</p> <p>(1) 県は、市町と連携し、国の協力を得て、避難誘導、<u>避難所</u>での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、<u>避難所</u>での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急建設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急建設住宅の設置等に努めるものとする。また、</p>	<p>委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び市町に提供するものとする。</p> <p>(3) 県は、避難対象区域を含む市町と連携し、<u>避難所等</u>における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、<u>避難所等</u>における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</p> <p>(4) 県は、厚生労働省と連携し、<u>避難所等</u>における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、県は、国と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。</p> <p>特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p>また、県は市町と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。</p> <p>(5) 市町は、避難対象区域を含む市町と連携し、<u>避難所等</u>の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、<u>避難所等</u>における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した<u>避難所等</u>の運営に努めるものとし、県は市町を支援する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 県は、国及び避難対象区域を含む市町と連携し、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、<u>避難所等</u>の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 要配慮者への配慮</p> <p>(1) 県は、市町と連携し、国の協力を得て、避難誘導、<u>避難所等</u>での生活に関しては、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、<u>避難所等</u>での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急建設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急建設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
--	--	---

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

<p>要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7～10 (略)</p> <p>第5節・第6節 (略)</p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲</p> <p>緊急輸送の範囲は次のとおりとする。</p> <p>① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材</p> <p>② 負傷者、避難者等</p> <p>③ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材</p> <p>④ コンクリート屋内退避所、<u>避難所</u>を維持・管理するために必要な人員、資機材</p> <p>⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資</p> <p>⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療活動等</p> <p>(1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、<u>被ばく医療機関</u>を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</p> <p>(2) 県は、国及び<u>被ばく医療機関</u>と協力し、<u>被ばく医療機関等</u>の診療状況等の情報を<u>医療情報システム</u>等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県は、県内又は近隣都道府県からの原子力災害医療派遣チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（<u>被ばく医療機関</u>、<u>救護所</u>等）の確保を図るものとする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>新設</p>	<p>に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7～10 (略)</p> <p>第5節・第6節 (略)</p> <p>第7節 緊急輸送活動</p> <p>1 緊急輸送活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急輸送の範囲</p> <p>緊急輸送の範囲は次のとおりとする。</p> <p>① 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材</p> <p>② 負傷者、避難者等</p> <p>③ 緊急事態応急対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材</p> <p>④ コンクリート屋内退避所、<u>避難所等</u>を維持・管理するために必要な人員、資機材</p> <p>⑤ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資</p> <p>⑥ その他緊急に輸送を必要とするもの</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療活動等</p> <p>(1) 県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、<u>拠点病院</u>を中心として医療活動を行うものとする。その際、災害拠点病院やDMA T等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。</p> <p>(2) 県は、国、<u>拠点病院</u>及び<u>協力機関</u>と協力し、<u>拠点病院等</u>の診療状況等の情報を<u>原子力災害医療に係る情報システム</u>等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 県は、県内又は近隣都道府県からの原子力災害医療派遣チーム等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（<u>拠点病院</u>、<u>協力機関</u>、<u>救護所</u>等）の確保を図るものとする。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 別表（3－8－1）に定める医療機関が派遣する各チームは、<u>救護所</u>等において、</p>	<p>記載の適正化</p> <p>指定・登録に伴う変更</p> <p>R1 防災基本計画の修正を反映</p> <p>指定・登録に伴う変更</p> <p>下表の修正に伴い新設</p>
--	---	--

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

<p>(8) 原子力災害医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた原子力災害医療措置を対応する被ばく医療機関等が講ずるものとする。</p>				<p>医療活動を実施するものとする。</p> <p>(9) 原子力災害医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた原子力災害医療措置を対応する拠点病院又は協力機関等が講ずるものとする。</p>				<p>指定・登録に伴う変更</p> <p>指定・登録に伴う修正</p> <p>指定・登録に伴う修正</p> <p>R1 防災基本計画修正を反映（表現の適正化）</p>
区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	高度被ばく医療 支援センター	区分	原子力災害 医療協力機関※1	原子力災害 拠点病院	高度被ばく医療 支援センター	
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療	診療機能	外来診療等	汚染の有無に関 わらず災害時に 多発する重篤な 傷病者に対し高 度な診療を提供	長期的かつ専門 的治療を要する 被ばく傷病者の 診察及び長期的 診療を行う。	
被ばく医 療機関等	1 救護所等（避難 所）※1 2 浜岡原子力発電 所内医療施設 3 別表（3-8- 2）に定める病 院	県立総合病院 浜松医科大学医 学部附属病院 （別表3-8- 3）	国立研究開発法 人量子科学技術 研究開発機構 公立大学法人福 島県立医科大学 （別表3-8- 4）	医療機関 名	別表（3-8-2） に定める病院	県立総合病院 浜松医科大学医 学部附属病院 （別表3-8- 3）	国立研究開発法 人量子科学技術 研究開発機構 公立大学法人福 島県立医科大学 （別表3-8- 4）	
スクリー ニング、 線量評価 ※2	1 スクリーニング 2 簡易な放射線測 定による個人 線量評価	1 スクリーニング 2 専門的な個人 線量評価（高度 被ばく医療支 援センターか らの技術支援）	1 高度専門的な 個人線量評価	スクリー ニング、 線量評価 ※2	1 スクリーニング 2 簡易な放射線測 定による個人 線量評価	1 スクリーニング 2 専門的な個人 線量評価（高度 被ばく医療支 援センターか らの技術支援）	1 高度専門的な 個人線量評価	
除染	ふき取り等の簡易 な除染等	シャワー設備等 を利用した除染 等	初期及び二次医 療機関で行われ る除染に加え、 必要に応じた肺 洗浄等の高度な 専門的除染	除染	ふき取り等の簡易 な除染等	シャワー設備等 を利用した除染 等	初期及び二次医 療機関で行われ る除染に加え、 必要に応じた肺 洗浄等の高度な 専門的除染	
診療	1 安定ヨウ素剤服 用等放射線障 害予防措置 2 救急蘇生法等	1 局所被ばく患 者の診療開始 2 高線量被ばく 患者の診療開	1 重篤な局所被 ばく患者の診 療 2 高線量被ばく	診療	1 安定ヨウ素剤服 用等放射線障 害予防措置 2 救急蘇生法等	1 局所被ばく傷 病者等の診療 開始 2 高線量被ばく	1 重篤な局所被 ばく傷病者等 の診療 2 高線量被ばく傷	

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

	3 合併損傷（創傷、熱傷等）の初期治療 4 内部被ばく患者に対する初期対応等	始 3 合併損傷の治療 4 内部被ばくに対する診療の開始等	<u>患者</u> の診療等 3 重症の合併損傷の治療 4 重篤な内部被ばく患者に対する診療等			3 合併損傷（創傷、熱傷等）の初期治療 4 内部被ばく傷病者等に対する初期対応等	<u>傷病者等</u> の診療開始 3 合併損傷の治療 4 内部被ばくに対する診療の開始等	<u>病者等</u> の診療等 3 重症の合併損傷の治療 4 重篤な内部被ばく傷病者等被ばく患者に対する診療等		
資機材等	被ばく患者の救急外来診療を行う医療関係者に必要な資機材等	除染用シャワー設備等	専門的線量評価資機材等		資機材等	被ばく傷病者等の救急外来診療を行う医療関係者に必要な資機材等	除染用シャワー設備等	専門的線量評価資機材等		
支援機能	医療機関と浜岡原子力発電所の連携（各種サーベイメータ、放射線管理要員の派遣等）	1 <u>初期被ばく医療及び二次被ばく医療機関相互への技術的支援、専門家派遣</u> 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等	1 他の原子力災害医療機関への技術的支援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等		支援機能	医療機関と浜岡原子力発電所の連携（各種サーベイメータ、放射線管理要員の派遣等）	1 <u>協力機関及び拠点病院相互への技術的支援、専門家派遣</u> 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等	1 他の原子力災害医療機関への技術的支援、専門家派遣 2 原子力緊急事態用救急医療資機材の貸出等		指定・登録に伴う変更
連携	1 外来診療で完結 2 外来診療→転送※3	1 入院診療 2 診療開始→転送※3	専門医療機関間での転送		連携	1 外来診療で完結 2 外来診療→転送※3	1 入院診療 2 診療開始→転送※3	専門医療機関間での転送		
搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。		搬送機関	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	医療機関相互の転送は、原則として医療機関が行うが、医療機関による搬送が困難な場合は関係市町及び消防機関が行う。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学への搬送は、県、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターによる。		

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

<p>※1 <u>救護所等においては、(別表3-8-1)の医療機関から派遣される各チームにより、原子力災害医療活動が実施される。</u></p> <p>※2 スクリーニング及び線量評価は、<u>県放射線技師会等の協力を得て行う。</u></p> <p>※3 転送は、一般の診療所・病院、<u>二次被ばく医療機関</u>、高度被ばく医療支援センター等への転送をいう。</p> <p>(9) <u>初期及び二次被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。</u></p> <p>(10) 医療班等は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、<u>避難所</u>における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>(11) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節～第12節（略）</p> <p>第4章（略）</p> <p>第5章（略）</p> <p>図 表</p> <p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関</p> <p>別表（3-8-2）<u>初期被ばく医療機関</u></p> <p>別表（3-8-3）<u>二次被ばく医療機関</u></p> <p>別表（3-8-4）高度被ばく医療支援センター</p> <p>別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター</p> <p>別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書</p>	<p>※1 <u>協力機関は、講ずることのできる原子力災害医療措置が異なる。</u></p> <p>※2 スクリーニング及び線量評価は、<u>県放射線技師会等の協力を得て行う。</u></p> <p>※3 転送は、一般の診療所・病院、<u>拠点病院</u>、高度被ばく医療支援センター等への転送をいう。</p> <p>(10) <u>被ばく医療の実施に当たり、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所及び公立大学法人福島県立医科大学、国の開設する病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの専門的な助言を受け、実施するものとする。</u></p> <p>(11) 医療班等は、必要に応じて国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学、国立病院及び国立大学病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、<u>避難所等</u>における住民等の健康管理を行うものとする。</p> <p>(12) 県は、自ら必要と認める場合又は市町等から被ばく者の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び公立大学法人福島県立医科大学、高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。</p> <p>第9節～第12節（略）</p> <p>第4章（略）</p> <p>第5章（略）</p> <p>図 表</p> <p>別図（3-2-1）防災関係機関の情報連絡系統図</p> <p>別表（3-8-1）救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関</p> <p>別表（3-8-2）<u>原子力災害医療協力機関</u></p> <p>別表（3-8-3）<u>原子力災害拠点病院</u></p> <p>別表（3-8-4）高度被ばく医療支援センター</p> <p>別表（3-8-5）原子力災害医療・総合支援センター</p> <p>別表（4-2-1）地震警戒宣言発令時における浜岡原子力発電所応急保安措置実施状況報告書</p>	<p>指定に伴う変更</p> <p>表の修正に伴い修正</p> <p>登録に伴う変更 指定に伴う変更</p>
---	--	--

静岡県地域防災計画（原子力災害対策編） 新旧対照表（案）

	<p>別表（４－３－１）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書 別表（５－７－１）被災地住民登録様式</p>	<p>別表（４－３－１）大規模地震発生後における浜岡原子力発電所施設・設備等点検結果報告書 別表（５－７－１）被災地住民登録様式</p>	
--	--	--	--

別表(3-8-1)

救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関

病院名	病 院 名	所 在 地	電 話
静岡赤十字病院	静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町8-2	054-254-4311
浜松赤十字病院	浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林1088-1	053-401-1111

別表(3-8-2)

原子力災害医療協力機関

病院名	病 院 名	所 在 地	電 話
市立御前崎総合病院	御前崎市池新田2060		0537-86-8511
藤原総合病院	秋之原市福江2887-1		0549-22-1131
菊川市立総合病院	菊川市東横地1632		0537-35-2135
藤枝市立総合病院	藤枝市影河台4-1-11		054-646-1111
焼津市立総合病院	焼津市道原1000		054-623-3111
市立島田市市民病院	島田市野田1200-5		0547-35-2111
磐田市立総合病院	磐田市大久保512-3		0538-38-5000
中東連総合医療センター	掛川市葛蒲ヶ池1-1		0537-21-5555

別表(3-8-3)

原子力災害拠点病院

病院名	病 院 名	所 在 地	電 話
静岡県立総合病院	静岡県北区北安東4-27-1		054-247-6111
浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山1-20-1		053-435-2111

別表(3-8-4)

高度被ばく医療支援センター

病院名	病 院 名	所 在 地	電 話
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1		043-206-3103
公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘1番地		024-547-1262 024-547-1541 024-547-1828

別表(3-8-1)

救護所等における初期被ばく医療活動実施医療機関

病院名	病 院 名	所 在 地	電 話
静岡赤十字病院	静岡赤十字病院	静岡市葵区追手町8-2	054-254-4311
浜松赤十字病院	浜松赤十字病院	浜松市浜北区小林1088-1	053-401-1111

別表(3-8-2)

初期被ばく医療機関

病院名	病 院 名	所 在 地	電 話
市立御前崎総合病院	御前崎市池新田2060		0537-86-8511
藤原総合病院	秋之原市福江2887-1		0549-22-1131
菊川市立総合病院	菊川市東横地1632		0537-35-2135
藤枝市立総合病院	藤枝市影河台4-1-11		054-646-1111
焼津市立総合病院	焼津市道原1000		054-623-3111
市立島田市市民病院	島田市野田1200-5		0547-35-2111
磐田市立総合病院	磐田市大久保512-3		0538-38-5000
中東連総合医療センター	掛川市葛蒲ヶ池1-1		0537-21-5555

別表(3-8-3)

二次被ばく医療機関

病院名	病 院 名	所 在 地	電 話
静岡県立総合病院	静岡県北区北安東4-27-1		054-247-6111
浜松医科大学医学部附属病院	浜松市東区半田山1-20-1		053-435-2111

別表(3-8-4)

高度被ばく医療支援センター

病院名	病 院 名	所 在 地	電 話
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1		043-206-3103
公立大学法人福島県立医科大学	福島県福島市光が丘1番地		024-547-1262 024-547-1541 024-547-1828